

鶴岡市農業委員会第5回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和3年4月12日(月) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 荻原 優太 3番 坂東 陽水 4番 丸山 成章 5番 阿部 元成 6番 吉住 喜之 7番 大池 典子 8番 石塚 治己 9番 土岐 善久
出 席 推進委員	1番 須田 進二 2番 原田 政幸 3番 齋藤 潤子 4番 齋藤 健一 5番 阿部 隆 6番 田澤 幸弘 7番 榎本 勝 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 野村 仁 11番 佐藤 泰仁 12番 佐藤 克久 13番 本間 誠 14番 五十嵐一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	10番 佐藤 康弘 農業委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝 専門員 北山 武徳 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 柗士 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後1時30分
議 長	本日の欠席届は10番 佐藤 康弘 農業委員より提出されております。その他遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第5回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。2番 荻原 優太 委員、3番 坂東 陽水 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 農地法第4条の規定による届出について 報告第5号 農地法第5条の規定による届出について</p> <p>を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫
	(説 明) ≪報告第4号 農地法第4条の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第5号 農地法第5条の規定による届出について≫
議 長	<p>報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。 6番吉住喜之委員。</p>
6 番 委 員	<p>6番吉住です。3ページ鶴109ですが、あつせんを希望されているようですが5か所全て希望されているかどうか確認をしたいです。</p>
	<p>鶴岡分室の佐藤です。大淀川字洞合103については今実際に耕作している人がいるということで、これ以外の4筆ということをお願いされています。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫</p>
議 長	<p>3条案件ですので担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 5番阿部元成委員。</p>
5 番 委 員	<p>5番阿部です。4月6日5番推進委員阿部隆さんと鶴岡分室佐藤さんとの3名で現地調査を実施してきました。所有権移転の岡山の案件鶴1から次ページ鶴7まで、農地法第3条第2項各項に該当せず許可の要件を全て満たしていることを報告します。 13ページ貸借権設定の本田の案件鶴8ですが、こちらも問題ないことを報告します。以上です。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>

議 長	<p>全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について》
議 長	<p>担当委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>5番阿部元成委員。</p>
5 番 委 員	<p>5番阿部です。こちらについても4月6日5番推進委員阿部隆さんと鶴岡分室佐藤さんとの3名で現地調査を実施してきました。鶴1播磨の住宅建築の件ですが、周りに迷惑がかかる状態ではないと判断しました。鶴2下川の関根の転用の件ですが、こちらの方も周りに迷惑をかける状態でないことを確認しました。以上です。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	<p>担当委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>5番阿部元成委員。</p>
5 番 委 員	<p>5番阿部です。こちらについても4月6日5番推進委員阿部隆さんと鶴岡分室佐藤さんとの3名で現地調査を実施してきました。鶴1遠賀原の案件ですが、こちらは遠賀原橋のたもとにある土地でしてこちらも周りに迷惑がかかるような状態でないことを確認してきました。以上です。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)

議 長	<p>全員賛成により、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	<p>この農用地利用集積計画(案)については3月9日に行われました第1回農用地利用調整委員会で確認されております。</p> <p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発 言 者 な し)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全 員 賛 成)
議 長	<p>全員賛成により、議案4号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。</p> <p>以上を持ちまして本日の審議を全て終了いたします。</p> <p>次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	報告事項であります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発 言 者 な し)
議 長	ないようでしたら、これを持ちまして第5回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後2:00
	<p>議 長 _____ 五十嵐 覚</p> <p>議 事 録</p> <p>署名委員 _____ 荻原 優太</p> <p>議 事 録</p> <p>署名委員 _____ 坂東 陽水</p>